

マサチューセッツ州の離婚プロセス

ハーグ条約締結によせ



これまでの連載では、ハーグ条約の仕組みや日米の離婚に対する考え方の違いについて説明してきましたが、今回は、マサチューセッツ州(MA州)における離婚制度について簡単に見て参ります。

離婚はプロベート・コートで取り扱われるMA州で離婚をするのは少なくとも夫婦のいずれかが州内に一年以上居住していることが必要です。

夫婦のいずれかが州内に一年以上居住した夫婦でも、MA州内で一年以上住んでいれば離婚の申し立てが可能です。アメリカでは離婚するにあたっては必ず裁判所を通さなければなりません。日本では離婚届にサインして役所に届けるだけで協議離婚できるので、ハーダルが高いと感じられるかもしれません。

MA州では、離婚はProbate and Family Courtといふと申します。直訳すると検認・家庭裁判所ですが、MA州では離婚をはじめとした家族にまつわる問題はこのプロベート・コートが取り扱います。州内にプロベート・コートはたくさんありますが、基本的には住まいの郡の裁判所に申し立てることになります。

離婚申し立てのプロセス

MA州での離婚は、“no-fault divorce”(離婚する原因がどちらにもない場合)と“fault divorce”(どちらかの配偶者が離婚原因をつくった場合)の二つのカテゴリーに分けられます。さらに、離婚に関する取り決め事項(財産分与や親権、面会交流や養育費など)について夫婦間に争いがあるのかどうか

(contested/uncontested)によってそれぞれ離婚の方式が変わります。

MA州では、修復不可能な夫婦関係になつたとして離婚するNo-fault divorceが約九五%を占めています。

夫婦が no-fault divorce をするには、MA州では、修復不可能な夫婦関係になつたとして離婚するNo-fault divorce が約九五%を占めています。

① no-fault uncontested divorce 決意し、話し合いで取り決め事項について定めた separation agreement (別離契約書)を作成し、両人がサンctionをしてノータライゼーション(公証)をしてもらいます。契約書の作成にあたりては、「自身で作成する」ともできますが、多くの場合弁護士を立てたり、メディエーター(仲介人)を使ったりします。



離婚-マサチューセッツ州の場合

夫婦の一方が離婚自体を拒否していたり、親権や財産分与などの取り決め事項について争いがあつて別離契約がまとまらない場合は、夫婦の一方が Complaint for Divorce under 1B (1B) を申し立てます。1Bを申し立てから裁判官のヒアリングが行われるまで少なくとも六ヶ月は空きます。1Bによる離婚は、取り決め事項の内容がまとまるまでヒアリングが何度も行われ、結果的に紛争が長期間化してしまうこともあります。もし、ヒアリングを重ねるにつれて申し立て事項について意見がまとまつた場合はそこで離婚が認められます。合意に達しなかつた場合は裁判となり、最終的に裁判官が取り決め事項を決定します。1Bで離婚を申し立てた場合、正式に離婚が成立するのは裁判官が離婚を認めた日から九十日後です。

③ Fault divorce (contested/uncontested) アメリカでは昔、離婚はどちらかの配偶者に離婚原因がある場合のみにしか許されませんでした。Fault divorce は

のなります。MA州では、ダメスティックバイオレンス、遺棄(相手が出て行つてしまつたり、経済的サポートをしない)と、不倫、アルコールや薬物中毒などの離婚原因がある場合は、夫婦の一方の有責に基づいた離婚を申し立てる」ことがでまり選ばれません。

Fault divorce で離婚する」と自体に争いがある場合は、離婚を申し立てた側が離婚原因があることを証明しなければなりません。裁判官が離婚原因なしと判断した場合、離婚は認められません。

No-fault 離婚をしたいが、夫婦の一方が離婚自体を拒否していたり、親権や財産分与などの取り決め事項について争いがあつて別離契約がまとまらない場合は、夫婦の一方が Complaint for Divorce under 1B (1B) を申し立てます。1Bを申し立てから裁判官のヒアリングが行われるまで少なくとも六ヶ月は空きます。1Bによる離婚は、取り決め事項の内容がまとまるまでヒアリングが何度も行われ、結果的に紛争が長期間化してしまいます。もし、ヒアリングを重ねるにつれて申し立て事項について意見がまとまつた場合はそこで離婚が認められます。合意に達しなかつた場合は裁判となり、最終的に裁判官が取り決め事項を決定します。1Bで離婚を申し立てた場合、正式に離婚が成立するのは裁判官が離婚を認めた日から九十日後です。

③ Property division (財産分与) MA州では、基本的に婚姻中に生じた財産は夫婦に平等に分けることになります。しかし、この「平等に分ける」というのは必ずしも夫婦の財産を半分に分けることではありません。どのように財産分与をするのが平等といえるのかは、個々のケースによつて異なりますが、婚姻期間の長さ、行動(不倫や暴力など)、年齢、健康状態、収入、労働能力などさまざまの要素が考慮されて決定されます。多くのケースでは、収入・不動産・年金の分けかたが争いになります。

②親権・面会交流のアレンジメント 子どものいる夫婦が離婚する場合、子の親権について決めなければなりません。子との面会交流の方法・頻度についても決める必要があります。

なおMA州では、離婚を決めた両親は離婚後の子どもに対するサポートの仕方を学ぶペアレンティング・プログラムを受講することが義務になっています。ただ、病気や英語力などの特別な理由がある場合は免除されることもあります。

③ Child support (養育費) 養育費は通常は子どもが十八才になるまで続きますが、MA州では条件を満たす必要があります。(10ページに続く)

夫婦が no-fault divorce をするには、MA州では、修復不可能な夫婦関係になつたとして離婚するNo-fault divorce が約九五%を占めています。

② No-fault contested divorce 決意し、話し合いで取り決め事項について定めた separation agreement (別離契約書)を作成し、両人がサンctionをしてノータライゼーション(公証)をしてもらいます。契約書の作成にあたりては、「自身で作成する」ともできますが、多くの場合弁護士を立てたり、メディエーター(仲介人)を使ったりします。

別離契約書が完成したら、裁判所にJoint petition (“1A”)を申し立てます。この申立書と別離契約書のほかに、結婚証明書、それぞれの財政證明書や養育費ガイドラインシート、修復不可能な夫婦関係であることを記した宣誓書などもあわせて必要となります。

裁判所に離婚の申し立てをしたら、ヒアリングの日が裁判所から知らされます。ヒアリングが通知されるのは、申し立てから早くて一ヶ月、裁判所によつては八ヶ月もかかることもあります。

ヒアリングには基本的に夫婦ともに出廷する必要があります。裁判官からは、子の親権について決めなければなりません。子との面会交流の方法・頻度についても決める必要があります。

なおMA州では、離婚を決めた両親は離婚後の子どもに対するサポートの仕方を学ぶペアレンティング・プログラムを受講することが義務になっています。ただ、病気や英語力などの特別な理由がある場合は免除されることがあります。

③ Child support (養育費) 養育費は通常は子どもが十八才になるまで続きますが、MA州では条件を満たす必要があります。(10ページに続く)

(本誌6ページよりの続き)たす場合は最大二十三才まで認められます。養育費の額に関するMA州独自のガイドラインがあり、基本的にはこのガイドラインに沿って計算されます。ただ、実際には様々な状況を加味されて子の最善の利益に適うよう決定されます。

④Alimony (扶養料)

アリモニーとは、ある夫婦の一方が、離婚後のもう一方の生活費をサポートするために一定期間支払われるもので、日本にはないシステムです。アリモニーはあくまで元妻(夫)の生活のために支払われるものなので、子のために支払われる養育費とは区別されます。たとえば、結婚前に働いていた方が結婚を機に専業主婦(夫)となつた場合に、離婚後に再び働き始め自活できるようになるまで一方がアリモニーを支払う場合がイメージしやすいと思います。

ただアリモニー自体を認めるべきか、また支払う額や期間は、婚姻中の生活費の額や収入、受け取る側の労働能力、

婚姻期間の長短等によりケースバイケースです。

離婚届

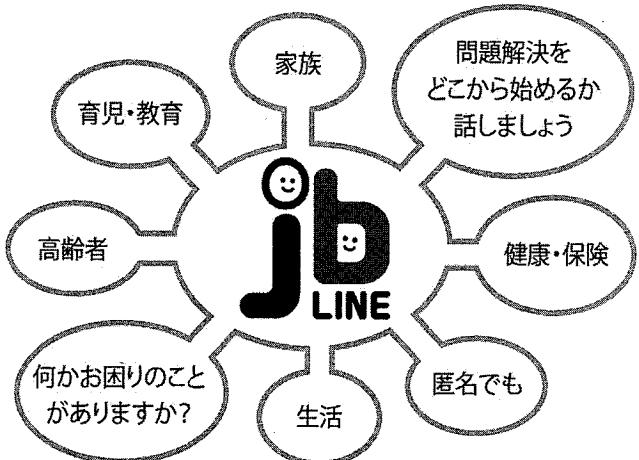
外国にある日本人(日本国籍を有する人)についても、日本国民であることにより戸籍法が適用され、身分変動の事実について届出義務があります。また、身分変動の事実を適切に戸籍に反映することには、将来の本人の諸手続にも重要なとなります。今回説明したMA州のプロセスを含めて米国の制度で離婚が確定した場合も、本人が居住している州を管轄する日本大使館または総領事館(MA州の場合、在ボストン日本国総領事館)に離婚の届出を行ってください。

おわりに

離婚の手続きについては、プロベートコート(通訳も申請可)で教えてくれますし、<http://www.masslegalhelp.org>にも分かりやすく書かれています。また、アメリカでは、離婚制度は基本的に州法によって決められており、手続きに違いがあります。

Yukiko Fujoka

Japanese Bostonian Support Line 日系ボストニアン サポートライン



**(781) 296-1800
24時間365日いつでも**

help@jbline.org

<http://www.jbline.org>

<http://twitter.com/jblineboston>

電話を受ける者は全員日米どちらかで臨床家としての資格を持ち
ご相談いただいた内容はすべて個人情報として扱われます。